

## 11月29日「県政出張トーク」意見概要

- ・ 食の安全・安心の確保について、部局横断的に取り組む仕組みを作ってもらいたい。  
→ 条例に基づく推進計画を策定し、食の安全・安心の確保に関する施策を部局横断的に推進していく。なお、推進計画の実施状況については、毎年度、食の安全・安心審議会に報告するとともに、その内容を公表することとしている。
- ・ 食の安全・安心の確保に関する危機管理体制の確立に力を入れてもらいたい。  
→ 食の安全・安心の確保に関する危機管理体制として、食の安全・食育推進本部を設置している。課長クラス、実務担当者レベルでの連絡会議も状況に応じて開催している。条例制定を機に、これらの体制がより効果的に機能するようにしていきたい。
- ・ 大きな直売所では、農薬に関する勉強会を開催するなど、農家の知識・技術の向上に努めているが、畑の一角で野菜を直売している場合など、小さな直売所については、農家の高齢化も進んでいることから、農薬の違反が心配だ。  
→ 農薬のポジティブリスト制度の導入以来、県農政部やJAでは、違反が出ないように、農家の指導に努め、消費者の信頼確保に取り組んでいるが、小さな直売所への指導は、課題であると考えている。
- ・ 食の安全・安心の確保に関する情報提供は、IT弱者にも配慮して行ってもらいたい。  
→ 今後も「くらしの情報」(テレビ)、ラジオ等、IT弱者に対応した情報発信を行っていく。
- ・ 自主回収報告の実効性を担保するためには、罰則が必要ではないか？  
→ 自主回収は、あくまで事業者の自発的な取組であり、これらの取組が促進されるようにすることがより重要であるとする。自主回収の「報告」を行わないことに罰則を設けることで、自主回収を行うことそのものを躊躇させてしまうようなことがあってはいけませんので、罰則は設けない。
- ・ 自主回収の報告をしても、実際には自主回収をしないケースがあるのではないかと？  
→ 事業者自主回収終了時の報告を義務づけ、自主回収の完了を最終的に確認する仕組みとなっている。なお、自主回収すべきにもかかわらず事業者が自主回収しない場合には、食品衛生法に基づき、回収命令等の必要な措置がとられることになる。
- ・ 食の安全・安心審議会には、充て職的な人ではなく、現場を良く知る人、現場を知る指導者をより多く選任してもらいたい。また、女性生活者の視点を取り入れられる様な、審議会としてもらいたい。  
→ 審議会委員の人選にあたり、御意見を参考にさせていただく。
- ・ 条例制定のプロセスを明確にしてもらいたい。  
→ 県のホームページ上で条例制定のプロセスを公開している。
- ・ 県民が参加する検討委員会を新たに作って、そこで条例を検討してもらいたかった。  
→ 条例制定のための検討組織としては、消費者、生産者・事業者の代表、学識経験者で構成される「山梨県食品安全会議」が、最もふさわしいと考えている。